

困った時の相談窓口

【丹波篠山市内】

相談の内容	相談窓口	電話	時間	その他
人権相談 女性のための悩み相談	人権推進課 (第2庁舎 1階)	552-6926	9:00~ 17:00	身近な相談窓口として、人権や生活上のさまざまな相談をお聞きします。必要に応じて関係機関へつなぎます。 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
総合生活相談	畑ふれあい館	552-4401	9:00 ~ 17:00	
	日置ふれあい館	556-2850		
	西紀ふれあい館	593-0093		
	味間ふれあい館	594-1003		
	古市ふれあい館	594-1001		
ふくし総合相談窓口	長寿福祉課 社会福祉課	554-2511	8:30 ~ 17:15	どこに相談すれば良いのかわからない等、どんなささいなことでも結構です

【兵庫県男女共同参画センター】

種類	相談方法	電話番号等	実施日時	
女性のためのなやみ相談 (女性カウンセラー)	電話(直通)	078-360-8551	月～土曜日	9:30~12:00 13:00~16:30
	面接(要予約)	078-360-8554	月～金曜日 土曜日	11:00~18:40 9:20~16:50
法律相談(女性弁護士)	面接のみ※なやみ相談(面接)後に予約		毎月 第2水曜日(原則)	
男性のための相談 (男性臨床心理士)	電話	078-360-8553	毎月第1・3火曜日	17:00~19:00
女性のためのチャレンジ相談 (女性社会保険労務士等)	電話・面接 (要予約)	078-360-8554	毎月第1~4木曜日	10:00~13:00
情報相談(情報アドバイザー)	電話(直通)	078-360-8557	月～土曜日	9:00~17:00
不妊・不育専門相談 (助産師等)	電話(直通)	078-360-1388	毎月第1・3土曜日	10:00~16:00
	面接(要予約)	078-362-3250	毎月第2土曜日	14:00~17:00
思いがけない妊娠(SOS) (助産師)	電話(直通)	078-351-3400	月曜日と金曜日	10:00~16:00
	メール相談 http://ninshinsos-sodan.com		随時受け付け 返信は原則として1週間以内	

【その他(DV等)】

相談先	電話番号	実施日時等
兵庫県立女性家庭センター (兵庫県配偶者暴力相談支援センター)	078-732-7700	毎日9:00~21:00 緊急時は24時間対応しています
兵庫県警察本部 ストーカー・DV相談	078-371-7830	毎日 24時間
神戸地方法務局女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:00~16:00

【問い合わせ先】

丹波篠山市市民生活部人権推進課
電話番号：079-552-6926 FAX：079-554-2332
Eメール：jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp

丹波篠山市男女共同参画センター情報紙

フィフティだより

～一人ひとりが輝く社会をめざして～

第44号 令和元年6月

TambaSasayama City
Gender Equality Center



【発行】
〒669-239 兵庫県丹波篠山市北新町41
丹波篠山市役所第2庁舎1階
市民生活部人権推進課
電話：079-552-6926
FAX：079-554-2332

男女共同参画研修会

「男女共同参画時代の生き方」～CMを見ながら考えてみませんか?～

男女がともに、それぞれの性の役割を尊敬しつつ、それに縛られない生き方を認め合える関係をめざして、話題になったドラマやコマーシャルの事例を使って、男女共同参画とはどのようなことなのか?また、DV(ドメスティックバイオレンス)について正しく理解し、それを解決する糸口を分かりやすく考える研修会を開催します。

むずかしく、とっつきにくいイメージの男女共同参画について、いっしょに楽しく学んでみませんか?

お待ちしております!

日 時 令和元年 7月5日(金)

午後7時30分～9時

場 所 丹南健康福祉センター 2階 研修室

講 師 小川 真知子 (おがわ まちこ) さん

(NPO法人SEAN(シーン)理事長)

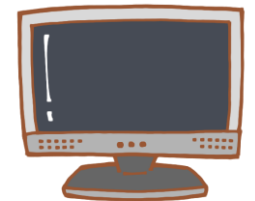
申 込 不要、当日会場に直接お越しください

託 児 あり ※7月1日(月)までに下記問合先まで申し込みをお願いします

手話通訳 あり

問 合 先 丹波篠山市市民生活部人権推進課

電話/552-6926 ファクシミリ/554-2332



男女共同参画週間

6月23日～29日

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

2019年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズの決定

内閣府では「学び」を通じて、男性も女性も、ひとりひとりが、多様なライフキャリアの形成と選択ができる社会の実現に向けたキャッチフレーズを募集し、応募総数1,900点の中から、審査の結果、以下の作品を選びました。〔募集期間：平成31年1月10日～2月28日〕



最優秀作品

「男女共同参「学」 浜口 直樹（神奈川県）

「知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」 梶浦 公靖（東京都）

(内閣府男女共同参画局ホームページより引用)



男女平等社会の実現に向けて

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の関する条約）は、1979年の国連総会で採択されました。この条約は、「女子に対する差別」が権利の平等の原則・人間の尊厳の尊重の原則に反するもので、社会や家族の繁栄の増進を阻害し、女子の潜在能力の開発を一層困難にするものであるという認識の下に、女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置をとることを目的としています。「女子に対する差別」とは、性に基づく区別・排除・制限を指します。「固定的役割の変更が男女の完全な平等に不可欠」という理念や、「男女の社会・文化的行動様式の修正」が明記されています。

女子差別撤廃条約は1979年に採択されましたが、当時の日本には批准できない事情があったので、批准するまでに足かけ7年かかりました。それは、学校教育における家庭科の男女別修(中学校での「技術・家庭」の学習領域の男女別指定、高校での「家庭一般」の女子のみ必修)、「国籍法」における問題(国際結婚の場合父親が日本人の場合は日本国籍を取得できるが母親が日本人だと自動的に日本国籍が取得できない)、男女間における雇用の差別の問題があったからです。1993年に中学校で、1994年に高校で男女共修(男女ともに必修科目として、一緒に男女で学ぶこと)になり、「国籍法」が改正(1984年)され、「男女雇用機会均等法」が制定(1985年)されようやく1985年に批准しま



した。

「名前のない家事」って？

「名前のない家事」という言葉をご存知ですか？

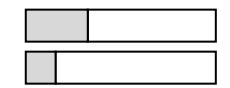
「炊事」「洗濯」「掃除」とは違い、はっきりとした名前がつかない家事のこと。例えば「食べ残しを冷蔵庫にしまう」「ゴミ袋をセットする」「トイレトーパーを補充する」など。名前はついていないけれど、日常的に誰かがやっているはずの、大切な「家事」だけれど「家事」と認識されていない「家事」のことです。

さて、夫の家事参加率ですが、夫婦で意識が違います。共働きの夫婦に家事負担割合を尋ねると、妻の回答では「夫1割：妻9割」という回答がトップ。一方、夫は「夫3割：妻7割」という回答がトップでした。この結果から、妻が思っているよりも「自分はやっている」と思う夫が多く、夫婦間に大きな意識の差があることが分かりました。

夫：妻の家事参加率は？

夫側から見ると

3：7



1：9

妻側から見ると



「名前のない家事」が具体的にどのようなものなのか書き上げたのが下表です。名前を書く欄を作りましたので、ご家族でどのような「名前のない家事」があるのか、誰がするのかを話し合うとともに、一人一人が、できることは自分でする・気が付いた人がするというように、家事を家族全員がすることだと意識を変えていきませんか。そうすれば一人に負担がかかりすぎることが少なくなるのではないのでしょうか。



名前のない家事	担当
裏返しに脱いだ衣類・丸まったままの靴下をひっくり返す作業	
玄関で脱ぎっぱなしの靴の片づけ・下駄箱へ入れる／靴を揃える	
トイレトーパーの補充・交換	
服の脱ぎっぱなしを片付ける／洗濯かごへ入れる	
食事の献立を考える	
飲み終わったコップやペットボトル・空き缶を片付ける／洗う	
子どもが散らかしたおもちゃなどを片づける	
シャンプー・洗剤・ハンドソープなどの補充・詰め替え	
ゴミの分別・仕分け	
お風呂や洗面台の排水溝に溜まった髪の毛を取り除く／掃除	

(大和ハウス ホームページ参照)

